

こ成基第16号
令和8年2月27日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「保育士試験の実施について」の一部改正について

保育士試験については、「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日付け雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）により実施されているところであるが、令和6年12月24日に開催された国家戦略特別区域諮問会議において、高等学校卒業保育従事者による保育士試験受験時期の早期化について、一般制度化のために必要な措置を講ずることとされたため、今般、試験実施通知の一部を別添のとおり改正し、令和8年度の保育士試験から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、改正内容について御了知の上、その運用に遺漏なきよう期するとともに、管内市町村（特別区含む）、関係機関及び関係団体に対する周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

「保育士試験の実施について」新旧対照表（下線部：変更箇所）

改正後	改正前
雇児発第 1201002 号 平成 15 年 12 月 1 日	雇児発第 1201002 号 平成 15 年 12 月 1 日
<一部改正> 雇児発第 0331011 号 平成 16 年 3 月 31 日	<一部改正> 雇児発第 0331011 号 平成 16 年 3 月 31 日
<一部改正> 雇児発第 0324005 号 平成 17 年 3 月 24 日	<一部改正> 雇児発第 0324005 号 平成 17 年 3 月 24 日
<一部改正> 雇児発第 0331016 号 平成 18 年 3 月 31 日	<一部改正> 雇児発第 0331016 号 平成 18 年 3 月 31 日
<一部改正> 雇児発第 0227004 号 平成 21 年 2 月 27 日	<一部改正> 雇児発第 0227004 号 平成 21 年 2 月 27 日
<一部改正> 雇児発 1009 第 1 号 平成 21 年 10 月 9 日	<一部改正> 雇児発 1009 第 1 号 平成 21 年 10 月 9 日
<一部改正> 雇児発 1112 第 1 号 平成 22 年 11 月 12 日	<一部改正> 雇児発 1112 第 1 号 平成 22 年 11 月 12 日
<一部改正> 雇児発 0330 第 14 号 平成 24 年 3 月 30 日	<一部改正> 雇児発 0330 第 14 号 平成 24 年 3 月 30 日
<一部改正> 雇児発 0808 第 1 号 平成 25 年 8 月 8 日	<一部改正> 雇児発 0808 第 1 号 平成 25 年 8 月 8 日
<一部改正> 雇児発 0331 第 23 号 平成 26 年 3 月 31 日	<一部改正> 雇児発 0331 第 23 号 平成 26 年 3 月 31 日
<一部改正> 雇児発 0312 第 11 号 平成 27 年 3 月 12 日	<一部改正> 雇児発 0312 第 11 号 平成 27 年 3 月 12 日
<一部改正> 雇児発 1225 第 5 号 平成 27 年 12 月 25 日	<一部改正> 雇児発 1225 第 5 号 平成 27 年 12 月 25 日
<一部改正> 子発 0115 第 11 号	<一部改正> 子発 0115 第 11 号

平成 30 年 1 月 15 日
<一部改正> 子 発 0427 第 4 号
平成 30 年 4 月 27 日
<一部改正> 子 発 0904 第 7 号
令和 元年 9 月 4 日
<一部改正> こ 成 基 第 1 8 8 号
令和 6 年 9 月 2 7 日
<一部改正> こ 成 基 第 3 2 号
令和 7 年 3 月 2 5 日
<一部改正> こ 成 基 第 1 6 号
令和 8 年 2 月 2 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育士試験の実施について

保育士試験については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、令和 6 年 12 月 24 日に開催された国家戦略特別区域諮問会議において、高等学校卒業保育従事者による保育士試験受験時期の早期化について、一般制度化のために必要な措置を講ずることとされたことを踏まえ、今般、本通知において当該措置に伴う保育士試験を行うに当たっての実務的な改正を行い、令和 8 年度からの保育士試験の実施について定めたので、御留意のうえ、適正な実施に特段の御配慮をお願いしたい。

平成 30 年 1 月 15 日
<一部改正> 子 発 0427 第 4 号
平成 30 年 4 月 27 日
<一部改正> 子 発 0904 第 7 号
令和 元年 9 月 4 日
<一部改正> こ 成 基 第 1 8 8 号
令和 6 年 9 月 2 7 日
<一部改正> こ 成 基 第 3 2 号
令和 7 年 3 月 2 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育士試験の実施について

保育士試験については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 135 号)等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い保育士試験の実施基準を定めたので下記の事項に御留意のうえ、その適正な実施に特段の御配慮をお願いしているところ。

先般、保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一

なお本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1～3 略

4 受験申請

受験申請に際しては、規則第 6 条の 12 に基づき、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍等）、連絡先、氏名及び生年月日を記載した申請書に次の書類を添えて都道府県が定める期間内に提出させること。

- (1) 規則第 6 条の 9 各号のいずれかに該当することを証する書類
- (2) 写真

部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 64 号）」及び「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 216 号）」において、指定保育士養成施設の修業教科目（保育士養成課程）及び保育士試験の筆記試験科目の一部について、所要の改正を行ったところであり、本通知において当該改正に伴う保育士試験を行うに当たっての実務的な改正を行い、令和 2 年度からの保育士試験の実施について定めたところ。

今般、「児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準及び内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準の一部を改正する告示」（令和 6 年こども家庭庁告示第 14 号）が公示され、令和 6 年 9 月 27 日より適用となり、保育士資格取得のための特例期間が延長となったため、ご留意のうえ、適正な実施に特段のご配慮をお願いしたい。

なお本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1～3 略

4 受験申請

受験申請に際しては、規則第 6 条の 12 に基づき、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）、連絡先、氏名及び生年月日を記載した申請書に次の書類を添えて都道府県が定める期間内に提出させること。

- (1) 規則第 6 条の 9 各号のいずれかに該当することを証する書類
- (2) 写真

(3) 下記の7又は8に該当する者は、保育士試験受験科目免除願及び免除対象者であることを証する書類（下記の7（2）に該当する者は、これらの書類に加え、7（2）に掲げる実務経験を有することを証する書類）

(4) また、下記の7又は8に該当し、試験科目の一部の免除を受けることができる者であって、当該科目の受験を希望する者については、一部科目合格届及び一部科目合格を証する書類

なお、当該申請者については、当該年度の試験において届け出た科目の一部又は全部が不合格となった場合には、届出に従い試験判定を行うものであること。

5～8 略

(別表1) 略

(別表2) 略

(別紙1) 略

(3) 下記の7又は8に該当する者は、保育士試験受験科目免除願及び免除対象者であることを証する書類（下記の7（2）に該当する者は、これらの書類に加え、7（2）に掲げる実務経験を有することを証する書類）

(4) また、下記の7又は8に該当し、試験科目の一部の免除を受けることができる者であって、当該科目の受験を希望する者については、一部科目合格届及び一部科目合格を証する書類

なお、当該申請者については、当該年度の試験において届け出た科目の一部又は全部が不合格となった場合には、届出に従い試験判定を行うものであること。

5～8 略

(別表1) 略

(別表2) 略

(別紙1) 略

(別紙2)

保育士試験受験資格認定基準

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の9第4号の認定を行うものとする。

(注) 法令等の改正により、根拠規定が変更になっている場合でも、これまで対象となっていた施設・事業に従事していた期間は、引き続き従事期間として算定して差し支えない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設等において、2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護又は援護に従事した者。

なお、試験実施までに、以下に掲げる施設等において、1年以上児童等の保護又は援護に従事しており、試験の実施から1年以内に、以下の掲げる施設等において、2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護又は援護に従事することが見込まれる者を含む。

- (1) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園）
- (2) 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む））
- (3) 家庭的保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）

(別紙2)

保育士試験受験資格認定基準

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の9第4号の認定を行うものとする。

(注) 法令等の改正により、根拠規定が変更になっている場合でも、これまで対象となっていた施設・事業に従事していた期間は、引き続き従事期間として算定して差し支えない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設等において、2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護又は援護に従事した者

(新設)

- (1) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園）
- (2) 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む））
- (3) 家庭的保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）

- (4) 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）
- (5) 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）
- (6) 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）
- (7) 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）
- (8) 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）
- (9) 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
- (10) 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）
- (11) 乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業）
- (12) 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所等訪問支援事業を除く））
- (13) 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設）
- (14) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
 - ア 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設）
 - イ 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者の事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る））
- (15) 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
 - ア 法第59条の2の規定により届出をした施設

- (4) 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）
- (5) 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）
- (6) 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）
- (7) 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）
- (8) 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）
- (9) 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
- (10) 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）
- (11) 乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業）
- (12) 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所等訪問支援事業を除く））
- (13) 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設）
- (14) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
 - ア 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設）
 - イ 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者の事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る））
- (15) 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
 - ア 法第59条の2の規定により届出をした施設

イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

ウ 児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 3 号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設

エ 国、都道府県又は市町村が設置する法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設

2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下（1）及び（2）のいずれにも該当する者。

（1）試験実施までに、児童福祉施設において、1 年以上児童等の保護又は援護に従事している者

（2）試験の実施から 1 年以内に、児童福祉施設において、2 年以上かつ 2,880 時間以上児童等の保護又は援護に従事することが見込まれる者

（注）1 及び 2 の見込まれる者について、試験の実施までに、従事期間が 1 年に満たなかった場合や試験の実施から 1 年以内に従事期間が 2 年以上かつ 2,880 時間以上に満たなかった場合は、受験資格がなかったものとして当該試験の結果は無効となることに留意すること。

3 1 に掲げる施設等において 5 年以上かつ 7,200 時間以上児童等の保護又は援護に従事した者

イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

ウ 児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 3 号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設

エ 国、都道府県又は市町村が設置する法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設

（新設）

2 1 に掲げる施設等において 5 年以上かつ 7,200 時間以上児童等の保護又は援護に従事した者

4 前各号及び昭和63年5月28日厚生省告示第163号に定める者に準ずる者
であって、都道府県知事が適当と認めた者

3 前各号及び昭和63年5月28日厚生省告示第163号に定める者に準ずる者
であって、都道府県知事が適当と認めた者

(別紙3)

保育士試験実施状況報告書

都道府県名

時期	実施年月日	申請受付期間	年 月 日から 月 日まで 日間
		筆記試験	年 月 日から 月 日まで 日間
		実技試験	年 月 日から 月 日まで 日間

1. 筆記試験及び実技試験の実施状況について

試験受験申請者数		計 名(名)	
合格者等の区分	①筆記試験受験者数	計	名
	②筆記試験合格者数	計	名(名)
	③一部科目合格者数	計	名(名)
	④実技試験受験者数	計	名
	⑤実技試験合格者数	計	名
	⑥保育士試験合格者数	計	名(名)
上記⑥のうち、卒業見込み、62単位修得見込み及び従事見込みの合格者数		計	名
筆記試験	試験科目	受験者数等	
	保育原理	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	教育原理及び社会的養護	⑦受験者数	教原 名 ⑧免除者数 教原 名 社養 名 社養 名
		合格者数	名
	子ども家庭福祉	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	社会福祉	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	保育の心理学	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	子どもの保健	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	子どもの食と栄養	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	保育実習理論	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	実技試験	試験分野	受験者数
音楽に関する技術		受験者数	名
造形に関する技術		受験者数	名
言語に関する技術		受験者数	名

2. 児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づく試験実施

受験申請者数	計	名
受験合格者数	計	名
うち、特例教科目による受験合格者数	計	名

(別紙3)

保育士試験実施状況報告書

都道府県名

時期	実施年月日	申請受付期間	年 月 日から 月 日まで 日間
		筆記試験	年 月 日から 月 日まで 日間
		実技試験	年 月 日から 月 日まで 日間

1. 筆記試験及び実技試験の実施状況について

試験受験申請者数		計 名(名)	
合格者等の区分	①筆記試験受験者数	計	名
	②筆記試験合格者数	計	名(名)
	③一部科目合格者数	計	名(名)
	④実技試験受験者数	計	名
	⑤実技試験合格者数	計	名
	⑥保育士試験合格者数	計	名(名)
上記⑥のうち、卒業見込み62単位取得見込みの合格者数		計	名
筆記試験	試験科目	受験者数等	
	保育原理	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	教育原理及び社会的養護	⑦受験者数	教原 名 ⑧免除者数 教原 名 社養 名 社養 名
		合格者数	名
	子ども家庭福祉	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	社会福祉	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	保育の心理学	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	子どもの保健	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	子どもの食と栄養	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	保育実習理論	⑦受験者数	名 ⑧免除者数 名
		合格者数	名
	実技試験	試験分野	受験者数
音楽に関する技術		受験者数	名
造形に関する技術		受験者数	名
言語に関する技術		受験者数	名

2. 児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づく試験実施

受験申請者数	計	名
受験合格者数	計	名
うち、特例教科目による受験合格者数	計	名

(注)

1. 用紙の大きさはA4とすること。
2. 各項目の受験者数は、試験当日の出欠にかかわらず、受験申請をした人数を計上すること。
また、幼稚園教諭免許所有者数を()に記入すること。
3. ①筆記試験受験者数(筆記試験の全科目免除者は含まない)
4. ②筆記試験8科目全ての科目に合格した人数(卒業見込み、62単位 **修得見込み** **及び** **従事見込み** で受験した者を含む。)
5. ③ ②を除いた筆記試験科目の一部を合格した人数
6. ④実技試験の受験申請者数(実技試験の受験免除者は含まない)
7. ⑤実技試験の合格者数
8. ⑥保育士試験合格者数 卒業見込み、62単位 **取得見込み** **及び** **従事見込み** で受験した者を含む。
下段には卒業見込み等受験者の合格者数を記入すること。
9. ⑦各筆記科目の受験申請者数を記入すること。(既合格者で、再受験をした者を含む)
10. ⑧免除申請した者の人数を計上すること。⑦+⑧は①筆記試験受験者と同数になる。
11. 幼稚園教諭免許を有する者が科目履修等による免除を受けた場合、当該科目の受験者数には含めず、免除者数に含めること。
12. 1及び2の報告は、それぞれの試験について、合格者の発表を行った日から10日以内に報告すること。
13. 1又は2について報告する際は、報告時点で記入可能な項目について記入し、提出すること。
2を報告する際には、2のみが記入されている状態、1を報告する際には、1及び2が記入されている状態とし、当該報告書の項目全てが記入されていること。
14. 試験を複数回実施する場合は、それぞれの回ごとに人数を計上すること。(別の様式に記入することとし、人数を合計しない。)

(注)

1. 用紙の大きさはA4とすること。
2. 各項目の受験者数は、試験当日の出欠にかかわらず、受験申請をした人数を計上すること。
また、幼稚園教諭免許所有者数を()に記入すること。
3. ①筆記試験受験者数(筆記試験の全科目免除者は含まない)
4. ②筆記試験8科目全ての科目に合格した人数(卒業見込み、62単位 **取得見込み** で受験した者を含む。)
5. ③ ②を除いた筆記試験科目の一部を合格した人数
6. ④実技試験の受験申請者数(実技試験の受験免除者は含まない)
7. ⑤実技試験の合格者数
8. ⑥保育士試験合格者数 卒業見込み、62単位 **取得見込み** で受験した者を含む。下段には卒業見込み等受験者の合格者数を記入すること。
9. ⑦各筆記科目の受験申請者数を記入すること。(既合格者で、再受験をした者を含む)
10. ⑧免除申請した者の人数を計上すること。⑦+⑧は①筆記試験受験者と同数になる。
11. 幼稚園教諭免許を有する者が科目履修等による免除を受けた場合、当該科目の受験者数には含めず、免除者数に含めること。
12. 1及び2の報告は、それぞれの試験について、合格者の発表を行った日から10日以内に報告すること。
13. 1又は2について報告する際は、報告時点で記入可能な項目について記入し、提出すること。
2を報告する際には、2のみが記入されている状態、1を報告する際には、1及び2が記入されている状態とし、当該報告書の項目全てが記入されていること。
14. 試験を複数回実施する場合は、それぞれの回ごとに人数を計上すること。(別の様式に記入することとし、人数を合計しない。)